

群馬県市町村会館管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年2月21日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第二条 令第百六十七條の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち、契約期間が五年を超えない範囲内のものとする。

- 一 事務機器（電子計算機において使用するソフトウェアを含む。次号において同じ。）又は設備を借り入れる契約
- 二 事務機器又は設備の運用又は管理に関する業務を委託する契約
- 三 施設の警備又は清掃に関する業務を委託する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。